

## 自転車のルールが変わります

2026年に道路交通法が改正され、4月から自転車に関するルールが変わります。これまで口頭での注意が主だった違反行為が、反則金を伴う「青切符」の対象となります。16歳以上の人で、違反行為をした人は「青切符」が交付されます。指定された期間内に反則金を納付すれば、手続きはそこで終了となりますが、納付を忘れると、刑事手続きに移行するので気を付けてください。

それでは、具体的にどういった違反内容が対象となるのでしょうか。

- ・信号無視
- ・携帯電話使用
- ・通行区分違反（右側通行、歩道通行など）
- ・公安委員会遵守事項違反（傘さしなど）

上記は主なものであり、他の違反行為は宮崎県警察本部のホームページでご確認ください。反則金は違反の程度や状況によって異なりますが、5,000～12,000円程度が目安となっています。また、酒酔い運転や酒気帯び運転などの違反行為に対しては従来通り、「赤切符」が交付され、刑事罰の対象となります。

交通事故件数の総数が減少傾向にある中、自転車関連事故は横ばいになっており、自転車と歩行者の事故の発生件数は増加傾向にあります。被害に遭われる方を減らすため、また、自転車関連事故の抑止を目的とし、「青切符」が導入されることとなりました。

4月の改正を前に、もう一度自転車の乗り方、ルールを見直し、安心安全に自転車に乗りましょう。



このコーナーへのご質問、ご意見、ご要望は：（公財）宮崎県国際交流協会まで

TEL：0985-32-8457 FAX：0985-32-8512 Email [miyainfo@mif.or.jp](mailto:miyainfo@mif.or.jp)

毎日の生活に関してご質問、ご心配事などありましたら：みやざき外国人サポートセンターまで TEL：0985-41-5901 FAX：0985-41-5902 Email [support@mif.or.jp](mailto:support@mif.or.jp)